

介護予防・日常生活支援総合事業
令和5年度 A類型サービス従事者研修の概要

1 研修の趣旨

平成29年4月に提供を開始した介護予防・日常生活支援総合事業におけるA類型サービスにおいては、必ずしも専門的な支援を必要とされない利用者へのサービス提供を一定の研修を受講した無資格の従事者が行うことが可能となりました。無資格のA類型サービス従事者を対象とした一定の研修として、市主催による講義形式の研修会を開催するものです。

2 対象者・参加申込方法

(1) 対象

- 無資格者であり訪問型サービスAに従事することを予定している者 **必須**
- 市指定の共通テキストを用いて各事業所にて研修を実施したうえで訪問型サービスAに従事している者 **必須**
 - ※ 訪問型サービスAの従事者（有資格者を除く）においては、介護福祉士及び介護職員初任者研修等修了者以外に一定の研修受講者についても従事を認めています。無資格者が従事する場合は、必ず本研修を受講していただきます。
 - ※ 市指定の共通テキストを用いて無資格者に対して各事業所で研修を実施することにより、実務研修を経たうえで、訪問型サービスAへの従事を可能としています。ただし、内容の再確認をしていただくために、後日市主催の研修会にも参加していただくこととします。
- 無資格者であり通所型サービスAに従事することを予定している者
 - ※ 通所型サービスAの従事者（管理者、生活相談員を除く）については、当研修の受講を可能とします。（必須ではありません。）

(2) 定員

10名（申込者多数の場合は調整をさせていただくことがあります。）

(3) 申込み締切日

令和6年2月13日（火）17：00まで

(4) 参加申込方法

別紙「介護予防・日常生活支援総合事業 A類型サービス従事者研修 参加申込書」に必要事項を記入し、平塚市福祉部地域包括ケア推進課にFAXまたは郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

3 研修会概要

(1) 日時

令和6年2月19日（月）13:00～16:30

(2) 場所

平塚市役所 本館 410会議室（平塚市浅間町9-1）

(3) カリキュラム

項目	主な内容
オリエンテーション	○ 研修の趣旨説明
平塚市の現状	○ 平塚市の高齢化率等の状況 ○ 各種相談窓口の紹介
地域包括支援センター業務の理解	○ 各地区の包括の紹介 ○ 業務の概要
事業概要	○ 介護保険制度の理解 ・介護保険制度のしくみ ・利用対象者について ○ サービス内容の理解 ・訪問型サービスAで行う内容 ・サービス提供のうえで注意が必要な点 ○ 個人情報の保護
高齢者の理解	○ 高齢者の特徴理解 ○ 高齢者に見られやすい病気等
認知症の理解	○ 認知症の症状、対応方法
高齢者虐待に関する理解	○ 高齢者虐待について ○ 虐待発見時の通報先
訪問マナー等の理解	○ 接遇マナー ○ コミュニケーションの基本 ○ 感染症対策
修了式	○ 修了証の交付

※カリキュラムは状況に応じて変更する場合があります。

※当研修には、事業所に雇用されていない方でA類型サービスの担い手になることを希望している参加者がいることが想定されます。そのような参加者に対して、研修会の開催時点において、A類型サービスを提供している事業所を周知させていただきます。

※当該研修は、訪問型サービスAにおいて無資格者が従事する場合は受講を必須としているため、カリキュラムにおいて訪問型サービスに特化した内容がありますことを御承知おきください。

※研修で得た知識の定着及び理解を深めることを目的とした理解度チェック問題を実施します。詳細は研修当日に説明いたしますが、御自宅等で回答いただき、地域包括ケア推進課まで提出していただくものになります。

【問合せ・申込先】地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

住 所：〒254-8686 平塚市浅間町9-1

電 話：0463-20-8217

FAX：0463-21-9742